



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第33回 独禁法を巡る近時の動向と実務対応

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 長澤 哲也 / 弁護士 小田 勇一

現在、独禁法における課徴金制度の大改正に向けた準備が進められています。これは、公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高めようとするものですが、同時に、課徴金額自体も更に巨額化する見込みです。また、公正取引委員会による調査を終結させる新たな選択肢として、確約制度が導入され、施行を待つ段階となっています。

さらに、独禁法の解釈の観点からも、流通・取引慣行ガイドラインが改正されたり、これまでほとんど取り上げられることのなかった企業間取引の諸問題（最惠国待遇条項や仕向地条項等）が問題視されるようになっていきます。カルテル等の問題に関しても、競争者間での直接の意思連絡を欠くハブ・アンド・スポーク型のカルテルが問題視されるなど、新しい動きが生じています。

本勉強会では、講師間でのディスカッションを交えつつ、独禁法を巡る近時の動向と実務上押さえておくべき対応策を解説いたします。

日 時：2017年8月29日(火) 17:00～18:30
会 場：大江橋法律事務所 千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php#tokyo>

定 員：40名

参 加 費：無料

ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺

お申し込みはこちら：<http://www.westlawjapan.com/event/study/170829s.html>

お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com

※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者にのみ配布いたします。

プログラム

17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)

※開催場所の都合により懇親会はございません。



※本勉強会は、企業の法務部門・知財部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。

また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただく事がありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士 長澤 哲也(ながさわ てつや)

1994年東京大学法学部卒、1996年弁護士登録、2004年より弁護士法人大江橋法律事務所パートナー。その間、2001年5月University of Pennsylvania Law School卒業(LL.M.)、2001年9月～2002年7月Morgan, Lewis&Bockius(Washington, D.C.)Antitrust Section勤務。主な取扱分野は、国内外の独禁法に関するアドバイス、調査、訴訟、企業結合審査対応。「プラットフォームと流通・取引慣行ガイドライン」ジュリスト1508号(2017年7月)ほか執筆。

弁護士 小田 勇一(おだ ゆういち)

2004年一橋大学法学部卒、2006年一橋大学法科大学院修了、2007年弁護士登録、2008年より弁護士法人大江橋法律事務所勤務。その間、2015年5月Washington University in St. Louis School of Law卒業(LL.M.)、2015年9月～2016年7月Weil, Gotshal&Manges LLP(New York)Antitrust Section勤務。主な取扱分野は、国内外の独禁法に関するアドバイス、調査、訴訟、企業結合審査対応。独禁法速報「セブン-イレブンの見切り販売に係る損害賠償事件東京高裁判決」ジュリスト1461号4頁(2013)ほか執筆。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI247_201707_FD